

## 県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱

制 定：令和5年10月19日  
5農政第153637号  
最終改正：令和8年3月18日  
7農政第284981号

(趣旨)

第1条 県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県産農水産物を積極的に利用した学校給食を提供する取組みを支援することにより、「食」を通じた子育て支援の充実と県産農水産物の利用拡大を図るため、第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象事業、補助対象経費、補助対象者、補助額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、毎月19日の「かがわ食育の日」を含む1週間（原則5日間）を「かがわ印給食ウィーク」と設定し、県産農水産物を積極的に利用した学校給食を提供する取組みに関する事業とする。ただし、以下のいずれかの取組み及びそれに関連する食育活動を必ず行うこととする。

- (1) 既に使っている他県産品や輸入品を県産農水産物に置き換える
- (2) 既に使っている県産農水産物の量を増やす
- (3) 既存の献立メニューに新たな県産農水産物を追加する
- (4) 新たに県産農水産物を使用した献立メニューを追加する

なお、事業実施に際して、月ごとに、目標とする学校給食の地場産物利用率を設定することとする。

- 2 補助対象経費は、学校給食の地場産物利用率を向上させるために必要な食材費（農産物（野菜・果物・麦類とし、米は除く）、畜産物、水産物）とする。
- 3 補助対象者は、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設を設置する市町等とする。
- 4 補助額は1人当たり1日50円、1月当たり3～5日間とし、1人当たり1月当たり150～250円を上限とする。なお、1人当たり1月当たり補助額の範囲内で、「かがわ印給食ウィーク」期間内の1食当たり単価を調整することは可能とする。
- 5 事業実施期間は、事業実施年度の4月から3月の12か月間を上限とする。
- 6 「学校給食費の抜本的な負担軽減」による交付金の支給を受ける場合は、その上限額を超過した食材費を補助の対象とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに補助金交付申請書(別紙様式1号)に知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出に当たっては、補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、第4条の規定により提出された補助金交付申請書を審査し、適当と認めるときは補助金交付の決定をし、申請者に交付決定通知書(別紙様式2号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則第6条に基づき条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 第5条の1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経費の配分及び事業の内容について重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書(別紙様式3号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の重要な変更は、次の場合の変更をいう。

- (1) 補助金の増額を伴う事業費の増
- (2) 補助金の30パーセントを超える減
- (3) 事業の廃止

3 知事は、1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、実績報告書(別紙様式4号)に関係書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、第7条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこ

れに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書（別紙様式5号）により通知するものとする。

- 2 第4条の2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条の2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第7条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別紙様式6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金の請求及び支払い）

第9条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、すでに着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 精算払いによって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受理した後、直ちに請求書（別紙様式7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（別紙様式8号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し及び返還）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき
  - (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき
  - (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき
  - (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき
- 2 前項の補助金交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

#### （立入検査等）

第11条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の検査又は関係者への質問を行うこととする。

#### （関係書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、当該年度終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に規定するもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 18 日から施行する。

別紙様式 1 号

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長等

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱第 4 条に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 補助金交付申請額 金○○○○円也
- 2 関係書類 別添 1 のとおりとする。

別添1

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

単位：(円)

事業実施主体名	補助対象経費	備考
合 計		

(注) 1 補助対象経費は取組計画書（又は取組報告書）に記載の金額を記入する。

2 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

単位：(円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県産農水産物学校 給食利用拡大事業					
合 計					

(2) 支出の部

単位：(円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県産農水産物学校 給食利用拡大事業					
合 計					

5 添付書類

(1) 交付申請時：「かがわ印給食ウィーク」の取組計画書（別添1－2）

(2) 実績報告時：「かがわ印給食ウィーク」の取組報告書（別添1－3）

別添1-2

「かがわ印給食ウィーク」の取組計画書

1 事業計画

(1) 目的

(2) 実施予定期間

4月： 日～ 日（日間）  
 5月： 日～ 日（日間）  
 6月： 日～ 日（日間）  
 7月： 日～ 日（日間）  
 8月： 日～ 日（日間）  
 9月： 日～ 日（日間）  
 10月： 日～ 日（日間）  
 11月： 日～ 日（日間）  
 12月： 日～ 日（日間）  
 1月： 日～ 日（日間）  
 2月： 日～ 日（日間）  
 3月： 日～ 日（日間）

(3) 地場産物利用率（目標値）の設定

項目 実施月	事業実施 前の 1食当た り食材費 (A)※1、2 円	事業実施 前の 地場産物 利用率 (B)※1、2 %	給食 提供 日数 (C) 日	「かがわ印給食 ウィーク」の 実施日数(D) 日	想定する 1人当たり 補助単価 (E)=(D)×50 円	地場産物 利用率の 目標値 (F)※3 %
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

※1 実施前の値については、前年同月を基本とするが、食材費及び地場産物利用率が現状を反映していない場合は、前年平均など適切なものを利用する。また、市町一般財源等による学校給食への上乗せ助成を実施している場合は、比較可能な直近の月とするなど、実態を反映したものとする。

- ※2 県が実施している「学校給食における地場産物調査」の対象となっていない実施主体の場合、(A)及び(B)は下記のとおりとする。  
 (A)：原則「※1」の考え方で、前年度の資料等を基に設定する。  
 (B)：月毎の仕入総額に占める県産農水産物の仕入額が分かる資料を基に設定するが、当事業への取組み初年度に限り、直近年度の「学校給食における地場産物調査」の県平均値等を基準として設定可能とする。

※3 目標値 (%)  $(F) = ((A) \times (B) \times (C)) + (E) / ((A) \times (C)) + (E)$

## 2 補助対象者数

(単位：人)

対象施設※ 項目					合計
施設数					
園児・児童・生徒数					
教職員数					
計					

※ 対象施設の欄には、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設を記載する（必要に応じて列追加可）。

## 3 補助対象経費の算出

(単位：円、日、人)

項目 実施月	1食当たりの 補助単価 (A)	「かがわ印給 食ウィーク」 の実施日数 (B)	補助対象者数 (C)		補助対象経費 (D) = (A) × (B) × (C)
			負担軽減 交付金※の対象		
4月	50		対象外		
			対象		
5月	50		対象外		
			対象		
6月	50		対象外		
			対象		
7月	50		対象外		
			対象		
8月	50		対象外		
			対象	—	
9月	50		対象外		
			対象		
10月	50		対象外		
			対象		
11月	50		対象外		
			対象		
12月	50		対象外		
			対象		
1月	50		対象外		
			対象		

2月	50		対象外		
			対象		
3月	50		対象外		
			対象		
計			対象外		
			対象		

※負担軽減交付金とは、文部科学省が実施する「学校給食費の抜本的な負担軽減」における「給食費負担軽減交付金」を指す（本交付金の対象は、公立小学校・特別支援学校小学部の児童）。

#### 4 食育活動

実施月	内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※県産農水産物の理解促進につながるための積極的な食育活動として想定する、講話の実施、給食便りの作成・配布、掲示物の設置等について、記載すること。

#### 5 添付資料

- (1) 基準とする月の「地場産物使用状況に関する調査票」
- (2) 「学校給食における地場産物調査」の対象となっていない実施主体の場合は、
  - ・事業実施前の1食当たり食材費の根拠となる資料（任意様式）
  - ・月毎の仕入総額に占める県産農水産物の仕入額が分かる資料（任意様式）

「かがわ印給食ウィーク」の取組報告書

1 事業報告

(1) 目的

(2) 実施期間

4月： 日～ 日（日間）  
 5月： 日～ 日（日間）  
 6月： 日～ 日（日間）  
 7月： 日～ 日（日間）  
 8月： 日～ 日（日間）  
 9月： 日～ 日（日間）  
 10月： 日～ 日（日間）  
 11月： 日～ 日（日間）  
 12月： 日～ 日（日間）  
 1月： 日～ 日（日間）  
 2月： 日～ 日（日間）  
 3月： 日～ 日（日間）

(3) 実績

地場産物利用率

(単位：%)

項目 実施月	事業実施前の 地場産物利用率※	目標値※	実績値	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

目標値に対して、実績値が著しく異なる場合は、備考欄または下記にその理由を記載すること。

※交付申請時に別添1-2で記載した数値を記載する。

## 2 補助対象経費の算出

### (1) 1人当たり補助単価

(単位：円、日、人)

項目 実施月	事業実施前 の1食当 り食材費 (A)	事業実施後 の1食当 り食材費 (B)	給食 提供 日数 (C)	「かがわ印給 食ウィーク」 の実施日数(D)	本事業の1人当たり 1か月補助単価 $(E) = (B) \times (C) - (A) \times (C)$ $E \geq 50 \text{円} \times (D)$ の場合: $50 \text{円} \times (D)$ $E < 50 \text{円} \times (D)$ の場合: (E)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

※(A)は、交付申請時に別添1-2で記載した数値を記載する。

### 【負担軽減交付金の対象者がいる場合のみ】

#### (1-2) (1)のうち、公立小学校・特別支援学校小学部の児童の1人当たり補助単価

(単位：円)

項目 実施月	事業実施後の 1人当たり 1か月食材費 $(F) = (B) \times (C)$	負担軽減における 1人当たり1か月 補助金額 (G)	負担軽減補助 金額を上回っ た食材費 $(H) = (F) - (G)$	本事業の 1人当た り1か月 補助単価 (E)	補助額(I) $(H) \geq (E)$ の場 合: (E) $(H) < (E)$ の場 合: (H)
4月					
5月					
6月					
7月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

## (2) 補助対象経費

(単位：円、人)

実施月	項目	本事業の1人当たり1か月補助単価 (J) ※「対象外」の欄は(E)、 「対象」の欄は(I)の数値を記載		補助対象者 数 (K)	補助対象経費 (J)×(K)
		負担軽減交付金 の対象			
4月	対象外				
	対象				
5月	対象外				
	対象				
6月	対象外				
	対象				
7月	対象外				
	対象				
8月	対象外				
	対象	—	—	—	—
9月	対象外				
	対象				
10月	対象外				
	対象				
11月	対象外				
	対象				
12月	対象外				
	対象				
1月	対象外				
	対象				
2月	対象外				
	対象				
3月	対象外				
	対象				
計					

※1人当たり補助単価が(50円×「かがわ印給食ウィーク」の実施日数)を割り込んだ場合は、その理由を記載すること。

### 3 食育活動

実施月	内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※県産農水産物の理解促進につながるための積極的な食育活動として実施した、講話の実施、給食便りの作成・配布、掲示物の設置等について、記載すること。

### 4 添付資料

- (1) 対象月の「地場産物使用状況に関する調査票」
- (2) 「学校給食における地場産物調査」の対象となっていない実施主体は、
  - ・事業実施後の1食当たり食材費の根拠となる資料（任意様式）
  - ・月毎の仕入総額に占める県産農水産物の仕入額が分かる資料（任意様式）
- (3) 対象月の「かがわ印給食ウィーク」の状況が確認できる資料（メニュー、材料が記載されているもの）

※使用した県産農水産物に黄色マーカーを入れるとともに、本取組みにより「県産農水産物を積極的に利用した学校給食を提供する取組み」を行った県産農水産物に赤色マーカーを入れ、その取組みの番号〔①～④〕を記載する。

- ①既に使っている他県産品や輸入品を県産農水産物に置き換える
- ②既に使っている県産農水産物の量を増やす
- ③既存の献立メニューに新たな県産農水産物を追加する
- ④新たに県産農水産物を使用した献立メニューを追加する

- (4) 積極的な食育活動が確認できる資料（給食便りの写し、展示物の設置状況の画像等）
- (5) 文部科学省が実施している小学校における「学校給食費の抜本的な負担軽減」に取り組んでいる場合は、その実績が分かる書類（実績が未定の場合は、見込みが分かる書類）。

別紙様式 2 号

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

〇〇市町長等 殿

香川県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付申請のあった、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金については、下記のとおり補助金の交付を決定したので、県産農水産物学校給食利用拡大事業交付要綱第 5 条の 1 項の規定により通知する。

記

- 1 交付対象事業の内容は、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、金〇〇〇〇円とする。

別紙様式 3 号

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長等

令和〇年〇月〇日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知のあった本事業について、下記のとおり変更したいので、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- |            |               |         |
|------------|---------------|---------|
| 1 補助金交付申請額 | 変更前           | 金○○○○円也 |
|            | 変更後           | 金○○○○円也 |
| 2 関係書類     | 別添 1 のとおりとする。 |         |

- (注) 1 添付書類については、交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。なお、この場合において、別添 1 の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 事業を廃止しようとする場合にあっては、「変更交付申請書」を「廃止申請書」と「変更」を「廃止」と置き換えること。

別紙様式 4 号

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長等

令和〇年〇月〇日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知のあった本事業について、下記のとおり実施したので、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱第 7 条に基づき、関係書類を添えて実績を報告する。

記

- 1 補助対象経費 金○○○○円也
- 2 関係書類 別添 1 のとおりとする。

(注) 1 添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。なお、この場合において、別添 1 の変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別紙様式 5 号

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金額の確定通知書

番 号  
年 月 日

〇〇市町長等 殿

香川県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で実績報告のあった、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金については、下記のとおり補助金の額を決定したので、県産農水産物学校給食利用拡大事業交付要綱第 8 条の規定により通知する。

記

補助金交付決定額	金〇〇〇〇円也
補助金確定額	金〇〇〇〇円也

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

〔 住 所  
団体・法人名及び代表者氏名 〕

○○年度消費税仕入控除税額報告書

令和○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定のあった県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金について、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱第 8 条の 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の  
交付金の額の確定額（○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）

金 円
- 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 

金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 

金 円
- 4 交付金返還相当額（3－2） 

金 円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）  
・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
・ 3 の金額の積算内訳
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]  
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]  
（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。  
・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料  
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

## 請 求 書

(アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。)

金 額		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	

ただし、令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金として上記の金額を精算払いによって交付されたく、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱第9条の2項の規定に基づき請求する。

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住所  
(フリガナ)  
○○市町長等

支 払 の 方 法	口 座 振替払	銀行 (支)店									
		預 金 種 目	当 座 □	普 通 □	口 座 番 号						
		(フリガナ) 口 座 名 義									

責任者所属・役職・氏名 \_\_\_\_\_

担当者所属・役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

- 1 口座振替払は、預貯金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載すること。  
なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付すこと。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付すること。
- 3 請求者の押印（個人印又は法人・団体者代表印）がある場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載は不要。
- 4 責任者は、役職に関わらず、請求書に係る事務を担当する部門の長を記載すること。
- 5 担当者は、請求書に係る事務を担当する部門の者を記載すること。

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

住所  
○○市町長等

令和〇年度県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金〇〇〇〇円を、下記により概算払によって交付されたく、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金交付要綱第9条の3項の規定に基づき請求する。

記

1 事業の進捗状況

年 月 日現在

区分	補助対象 経費 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 高 (D)		事業完了予定 年月日
		金額	出来高	金額	〇月〇日 までの予定 出来高	金額	〇月〇日 までの予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	年月日
計								

(注1) 残高 (D) の金額は、(A) - {(B) + (C)} とする。

2 支払方法

支 払 の 方 法			
銀行	店	口座番号	
		1 当 座	フリガナ
		2 普 通	口座名義

責任者所属・職名・氏名 \_\_\_\_\_

担当者所属・職名・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 責任者の押印 (個人印又は法人・団体代表者印) がある場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載は不要。